

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年 法律164号						
許認可等の種類	結核児童に対する療育の給付の決定	根拠条項	第20条第1項						
審査基準	「結核にかかっている児童に対する療育の給付について」昭和36年8月9日付け児発第826号厚生省児童家庭局長通知に基づいて審査する。								
	受付機関	各保健福祉事務所	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	2日	NO	